平成２８年（フ）第３５４号
兵庫県芦屋市浜芦屋町２番11号　ラフィーネ浜芦屋206号
債務者　三上眞喜子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番１―203号
債務者　廣瀬　智子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７３号
兵庫県尼崎市宮内町１丁目34番地　セルジュＹＳ402
債務者　青木　直也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市日高町岩中217、住民票上の住所新潟県東蒲原郡阿賀町大牧2741番地
債務者　彦惣こと　阿部　直彦
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市日高町岩中217、住民票上の住所新潟県東蒲原郡阿賀町大牧2741番地
債務者　阿部　睦子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
奈良県葛城市八川147番地１　エクセラート当麻105号
債務者　岩﨑　和弘（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1655番地　狩森正義住宅、住民票上奈良県北葛城郡広陵町大字百済1768番地
債務者　橋本　輝仁
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
佐賀市多布施３丁目14番10号　セフィーロ多布施101号
債務者　相良　宏也
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
宮崎県日向市大字財光寺283番地123
債務者　尾川　祐太
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７６号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地15
債務者　松田　秀一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７７号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地15
債務者　松田　栄子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５５号
茨城県守谷市野木崎329番地の１
債務者　河野　　愛
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
茨城県牛久市中央５丁目24番地３（グリーンフォレスト202）
債務者　齊藤　大騎
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
茨城県牛久市南４丁目27番地９
債務者　榎田　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
茨城県取手市寺田4722番地５　ルペール壱番館103号、前住所茨城県取手市米ノ井149番地４
債務者　鴇田　**隆**一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
茨城県取手市駒場１丁目14番５―102号、前住所茨城県取手市戸頭７丁目７番３―207号
債務者　安部　文孝
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
茨城県取手市戸頭７丁目５番17―302号、前住所茨城県取手市戸頭７丁目７番３―207号
債務者　安部　知香
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係